

X i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>第1章～第4章の2 (略)</p> <p>第5章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第28条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。</p> <p>2 別表2 に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、X i 契約者から請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当社は、X i 契約の申込みの際に、別表2 に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、そのX i 契約の申込みの際に、国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。</p> <p>4 当社は、付加機能を提供しているX i の電話番号保管があったときは、その付加機能を廃止します。 ただし、付加機能のうち当社が別に定めるものについては、この限りではありません。</p> <p>5 当社は、付加機能を提供しているX i に係る名義変更があった場合において、その付加機能に関して別表2 に別段の定めがあるときは、第14条 (一般契約に係る名義変更) 又は第21条 (その他の提供条件) の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。</p> <p>6 当社は、別表2 に規定する国際ローミング機能の提供を受けているX i について、当社が提供する国際電話サービスに係る契約の解除があったときは、その機能を廃止します。</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、当社は、別表2 (付加機能) に規定するmopera U 機能又はspモード機能の請求の際に、別表2 に規定するはなして翻訳機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>8 <u>第1項の規定にかかわらず、別表2 に規定するビジュアルボイスメール機能については、別表2 に規定するspモード機能及び留守番電話及び不在案内機能の提供を受けているX i 契約者から請求があったものとみなして取り扱います。</u></p> <p>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能) に規定する迷惑電話おことわり機能、位置情報通知機能、位置情報受信機能 (タイプ2 に係るものに限ります。) 及び音声メッセージ蓄積機能とします。</p> <p>(注2) 本条第4項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能) に規定するiモード機能 (別表2 に規定するiモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。)、グループ管理機能及びspモード機能 (別表2 に規定するspモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。) とします。</p> <p>第9章～第14章 (略)</p>	<p>第1章～第4章の2 (略)</p> <p>第5章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第28条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。</p> <p>2 別表2 に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、X i 契約者から請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、当社は、X i 契約の申込みの際に、別表2 に規定する国際ローミング機能の請求があったものとみなして取り扱います。 ただし、そのX i 契約の申込みの際に、国際ローミング機能の請求を行わない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。</p> <p>4 当社は、付加機能を提供しているX i の電話番号保管があったときは、その付加機能を廃止します。 ただし、付加機能のうち当社が別に定めるものについては、この限りではありません。</p> <p>5 当社は、付加機能を提供しているX i に係る名義変更があった場合において、その付加機能に関して別表2 に別段の定めがあるときは、第14条 (一般契約に係る名義変更) 又は第21条 (その他の提供条件) の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。</p> <p>6 当社は、別表2 に規定する国際ローミング機能の提供を受けているX i について、当社が提供する国際電話サービスに係る契約の解除があったときは、その機能を廃止します。</p> <p>7 第1項の規定にかかわらず、当社は、別表2 (付加機能) に規定するmopera U 機能又はspモード機能の請求の際に、別表2 に規定するはなして翻訳機能の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能) に規定する迷惑電話おことわり機能、位置情報通知機能、位置情報受信機能 (タイプ2 に係るものに限ります。) 及び音声メッセージ蓄積機能とします。</p> <p>(注2) 本条第4項に規定する当社が別に定めるものは、別表2 (付加機能) に規定するiモード機能 (別表2 に規定するiモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限ります。)、グループ管理機能及びspモード機能 (別表2 に規定するspモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限ります。) とします。</p> <p>第9章～第14章 (略)</p>

料金表

通則

1～25 (略)

(注) (略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
(1) (略)	(略)
(2) 身体障がい者等割引(ハータ割引)の適用	<p>ア 身体障がい者等割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、身体障がい者等(身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、知的障がい者(療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、特定疾患患者(特定疾患治療研究事業について(昭和48年厚生省衛発242号)に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書(以下特定疾患患者証明書といいます。)の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))又は指定難病患者(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。)が当社と締結している一般契約のXi又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている一般契約のXiの基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ～コ (略)</p>
(3)～(4)の2(略)	(略)

2 (略)

第2～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

(注) (略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
(1) (略)	(略)
(2) 身体障がい者等割引(ハータ割引)の適用	<p>ア 身体障がい者等割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、身体障がい者等(身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、知的障がい者(療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))又は特定疾患患者(特定疾患治療研究事業について(昭和48年厚生省衛発242号)に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書(以下特定疾患患者証明書といいます。)の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。)が当社と締結している一般契約のXi又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている一般契約のXiの基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>イ～コ (略)</p>
(3)～(4)の2(略)	(略)

2 (略)

第2～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～28 (略)	(略)
29 ビジュアルボイスメール機能 当社が定める機能を有する端末設備を利用して、音声ファイル(3欄に規定する留守番電話及び不在案内機能を利用して蓄積したメッセージ(通話モードに係るものに限ります。))を、当社が設置した電気通信設備(以下この欄において「音声ファイル蓄積装置」といいます。)において保存した後、音声に係る情報へ変換したものをいいます。以下この欄において同じとします。)を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。	<p>(1) Xi (spモード機能及び留守番電話及び不在案内機能の提供を受けているものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) 音声ファイル蓄積装置に蓄積した音声ファイルは、当社が別に定める時間が経過したとき又は契約者識別番号の変更があったときは、消去されます。</p> <p>(3) (2)の規定によるほか、この機能の利用の中止があったときは、既に蓄積されている音声ファイルが消去されることがあります。この場合において、消去された音声ファイルの復元はできません。</p> <p>(4) 当社は、契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、当該Xiにおいて、spモード機能又は留守番電話及び不在案内機能の廃止があったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(5) この機能を利用して蓄積できる音声ファイルの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (5)に規定する当社が別に定めるところは、「ビジュアルボイスメールに関する注意事項」に定めるところによります。</p>

別表3～別表9 (略)

附 則(平成27年1月13日経企第1519号)
この改正規定は、平成27年1月21日から実施します。
ただし、この改正規定中、身体障がい者等割引に関する部分は平成27年1月15日からとします。

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～28 (略)	(略)

別表3～別表9 (略)

(掲示)

F O M A サービス契約約款の一部改正

〔改 正〕	〔現 行〕
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～28 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料 1 適用</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～28 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本使用料 1 適用</p>
基本使用料の適用	
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 身体障がい者等割引(ハートイ割引)の適用	ア 身体障がい者等割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、身体障がい者等(身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、知的障がい者(療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))又は特定疾患患者(特定疾患治療研究事業について(昭和48年厚生省衛発242号)に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書(以下特定疾患患者証明書といいます。)の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))又は指定難病患者(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。)が当社と締結しているFOMA等(一般契約のFOMA又はFOMAユビキタス一般契約のFOMAユビキタスであって、基本使用料の料金種別がお便りフォトプランフラットであるものをいいます。以下この欄において同じとします。))又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているFOMA等の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 イ～サ (略)
(8) (略)	(8) (略)

第2～第6 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表10 (略)

附 則(平成27年1月13日経企第1519号)
この改正規定は、平成27年1月15日から実施します。

第2～第6 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表10 (略)